

医療保険情報 文書交付へ

厚労省 マイナ未対応でも受診可

厚生労働省は二十三日、

一〇四年秋の保険証廃止に伴い、マイナンバーカードと保険証を一体化した「マイナ保険証」の取得者に、加入する健康保険組合や自己負担割合など医療保険情報を記載した通知書の交付を検討していると明らかにした。読み取り機の未設置など、マイナ保険証に対応していない医療機関でも患者が保険診療を受けら

れるようとする狙い。

国会内で開かれた立憲主義の会合で、厚労省担当者は、交付対象について現時点では、まずは転職などで加入する保険が変わった人や、自己負担割合が変更になった人らを想定していると述べた。

立憲の議員からは「現行の保険証と何が違うのか」「(健康保険組合などの) 保険者は膨大な作業を強いられる」との指摘が相次いだ。

厚労省によると、医療機関と薬局はマイナ保険証への対応が原則義務化されて

いる。ただ、医師が高齢でシステムに対応していないなどの理由で、一部の医療機関は義務の対象外となっている。こうした医療機関では、マイナ保険証を持つ患者が受診できない懸念があった。

マイナンバーを巡っては、政府は「れども別に、マイナ保険証を持たない人全員に保険証代わりの「資格確認書」を交付する」と決めていた。